

実践研究開発コンテスト 応募要項

令和元年8月

一般財団法人 ACCN

1. 趣旨

ACCNでは、キャリアコンサルティングの社会的普及を促進することを目的として、キャリアコンサルティングの実践機会の拡大・普及、キャリアコンサルティングのクオリティUPにつながる実践的なテーブル活動を応援するコンテストを開催します。

本要項は優れた成果物を広く募集し選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 募集概要

1 募集内容

次のコース・領域に該当する成果物（作品）を募集します。実務家・実践家の知見を活用し、既存の養成団体や研究者などの視点とは異なる、実務家・実践家ならではの実践的・ユニークな作品をお待ちしています。

コース	領域
A 実践力を高める『更新講習』企画・開発コース	① 企業内キャリアコンサルティング ② 学校・キャリア教育 ③ 需給調整機関・職業指導 ④ その他の自由設定
B 実践に役立つ『キャリア・ガイダンスツール』企画・開発コース	

2 期日・応募先

(1) エントリー 令和元年8月1日～11月30日

サイト内エントリーフォーム (<https://www.allccn.org/contest2019/entry.html>) から、「テーブル名・代表者・連絡先・応募予定コース・領域」を申請してください。

(2) 応募作品提出期限 令和元年12月1日～25日

エントリーされたテーブルの代表者宛に、作品のアップロード先を連絡しますので、応募作品のPDFと別紙の応募用紙・応募様式をアップロードしてください。

3 受賞対象数

『優秀賞』 …コース・領域毎に2作品（合計8作品） 各5万円

『最優秀賞』 …コース・領域を総合した1作 30万円

但し、応募作品が少ない場合や受賞に該当するレベルの作品が存在しない場合には、上記の数を下回ることもあり得ます。

3. A『更新講習』企画・開発コース応募に関する要件

(1) キャリアコンサルタント更新講習（以下、「更新講習」という。）の概要

○職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）に基づき、平成28年4月1日より、キャリアコンサルタントが名称独占資格として法定化され、登録制度が始まりました（法第3章第8節）。

○キャリアコンサルタントの登録は、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うこととされています（法第30章の19）。

○キャリアコンサルタント資格の更新を受けるためには、次の①及び②の更新講習を受ける必要があります（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という）第48条の17第1項第1号及び第2号）

- ① 労働関係法令その他キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な知識の維持を図る知識講習として厚生労働大臣が指定する更新講習8時間以上。
- ② キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な技能の維持を図る技能講習として厚生労働大臣が指定する更新講習30時間以上。

☆企画提案いただく更新講習は、以下の（2）企画開発の留意点を満たすものでなくてはなりません。

（2）企画開発の留意点

【手順】

- ① キャリアコンサルタントの資質向上に必要な知識・スキル（ニーズ）を分析・検討します。
- ② ①の知識・スキルを高めることに適した講習（知識か技能か）を検討・決定します。
- ③ ②で選択した講習について次項の別表の科目・時間数・内容を企画します。

【ご応募いただける科目とその留意点】

1) 知識講習に関する留意点

- ① 内容は、別表の科目全てを含むことが必須条件です。
- ② 知識講習は講義（動画配信等も含む）によって行うこととされています。
- ③ 科目に応じた適切な教材を使用しなくてはなりません。
- ④ 別表「一 知識講習」の科目中「四 労働政策及び労働関係法令並びに社会保障制度の知識」には、キャリアコンサルタントにとって特に重要性の高い法改正事項等を盛り込まなくてはなりません。具体的には、厚生労働省が別途提示する事項^{※1}を盛り込んだ内容とする必要があります。

※1：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000143017.html> 参照

- ⑤ 習得度確認試験を実施しなくてはなりません。

2) 技能講習に関する留意点

- ① 次項の別表の科目の一部だけについて企画・開発可能です。別表のいずれかに該当し、キャリアコンサルタントが経験に応じて選択できる内容を企画します。
- ② 技能講習は講義又は演習により行うこととされており、半分以上の時間が通学であることが必須条件です。また、可能な限り、習得を目指す技能の理論的背景、活用方法等を内容とする講義を盛り込むことが必要ですが、「講義」時間数は原則として講習時間数の半分未満でなくてはなりません。
- ③ 時間数の考え方は、「講義」は知識付与中心の時間（「通学」の場合は教室での講師による説明が中心となるもの等、「通信」はe-ラーニング形式やテキストを活用

した独習、学習した知識を確認する課題の作成等)、「演習」は技能修得中心の時間(「通学」ではロールプレイの実施とその振り返り等、「通信」の場合は通学で実施する演習の前提となる課題(逐語記録)の作成等)をそれぞれ計上します。

- ④ 1つの技能講習は2時間以上で1時間単位の時間数でなくてはなりません。
- ⑤ 科目に応じた適切な教材を使用しなくてはなりません。使用する教材における事例等は、職業キャリアとの関連性を備えたものでなくてはなりません。
- ⑥ 規則第48条の17第2項の規定により講習と見なされる「一級技能士により行われるキャリアコンサルティングの実務に関する指導又はキャリアコンサルティングの実務」は、ご応募いただけません。
- ⑦ 受講者自身のキャリアコンサルティング従事事例を活用した「事例検討」など、講習目的が変動する講習形態によるもの(専ら受講者に対し個別的指導を行うもの、受講者が共通の技能を修得できないもの等)や、講師の指導性や計画性が認められない講習形態によるもの(専ら講習受講者の相互作用に委ねられるもの等)についてはご応募いただけません。
- ⑧ 習得度確認試験を実施しなくてはなりません。技能講習の場合には、技能に係る習得度確認が目的ですので、一問一答形式は不可です。試験内容は講習目的に合うものとし、評価の対象や方法、判定基準(論述式であれば模範解答など、講習受講により習得できる内容を明らかにしたもの)を明示する必要があります。なお、習得度確認試験に一旦不合格となった受講者に再受験の機会を与える仕組みとすることは可能ですが、その際の評価方法・基準は当初試験との整合性を確保した適切なものとした上で、明示しなくてはなりません。

別 表

更新講習の区分	科目
一 知識講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 職業能力の開発(リカレント教育を含む)の知識 二 企業におけるキャリア形成支援の知識 三 労働市場の知識 四 労働政策及び労働関係法令並びに社会保障制度の知識 五 学校教育制度及びキャリア教育の知識 六 メンタルヘルスの知識 七 中高年齢期を展望するライフステージ及び発達課題の知識 八 個人の多様な特性の知識 九 その他前各号の内容に準じてキャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識

二 技能講習	一 キャリアコンサルティングに関する基本的な技能 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート(法第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書を含む。)の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能 二 相談過程において必要な技能 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括
---------------	--

※令和2年4月1日改正内容を反映したものです。

3) 知識講習・技能講習に共通する留意点

- ① キャリアコンサルティング技能検定受検対策を目的とするもの、同検定受検対策との誤解を与える恐れのあるものは、講習名称等に関わらずご応募いただけません。
- ② 養成講習で修得すべき技能の復習に留まるもの、指導者の養成を主たる目的とするもの等をご応募いただけません。
- ③ 担当講師は、関連科目を効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者でなくてはなりません。企画時は講師として必要な経歴・経験・能力をお示しください。
- ④ 「教材」は、原則、キャリアコンサルタント養成講習の教材でも一般に取り上げられるなど、キャリア形成支援上の有用性の評価が一般的に確立されている内容を扱うこと(特定の活動領域に特化した情報や専門知識を扱うことは問題ない)。それ以外のものを教材で取り上げようとする場合には、当該理論及び技法の有効性を示す論文(抄)、各領域の現場での実践事例及び成果等を明示する必要があります。
- ⑤ 「教材」は、必ずしも全て独自開発する必要はありません。市販教材等を使用する場合は、具体的な教材の活用方法を明示し、当該カリキュラム内容の理解を促す上で不足している内容をレジュメ等の資料により補う等、知識及び技能を効果的に習得できるよう工夫してください。また、通信の方法で動画等による学習を提供する場合、視聴による理解を補助するためのレジュメ等の資料を作成してください。
- ⑥ 連続した受講が期待される等、関連性(既に指定を受けている更新講習との関連性を含む)の深い複数の講習を企画する場合、この関連性を、講習の名称、目的、対象者等に簡明に表現してください。(例：A講習修了により求める能力を、B講習受講の前提とする場合、B講習の対象者要件として「A講習修了、ないしこれと同等以上の経験能力を備える」旨を明示する)。

4) 「全通信型知識講習」に関する留意点

- ① 習得度確認試験は、単に正誤を回答する方式によるものだけでなく、記述式によるもの(理解度を確認するためのエッセー等を含む。)が必要です。
- ② 動画出演する講師は、キャリアコンサルティング職種技能士1級相当以上の者(一定以上の講師実績を有する学識者を含む。)とし、デモ動画が必要です。

4. A『更新講習』企画・開発コース応募必要書類 以降の(1)～(3)の全てが必要です。

それぞれの赤字は記入例です。提出時は上書きして提出してください。

(1) 企画開発する講習と更新講習別表の対応表

別表科目		講習名：セルフ・キャリアドック実践力向上講習 領域：①企業領域
		時間数（単位：時間）
知識講習（※1）		
一	職業能力の開発（リカレント教育を含む）の知識	
二	企業におけるキャリア形成支援の知識	
三	労働市場の知識	
四	労働政策及び労働関係法令及び社会保障制度の知識	
五	学校教育制度及びキャリア教育の知識	
六	メンタルヘルスの知識	
七	中高年齢期を展望するライフステージ及び発達課題の知識	
八	個人の多様な特性の理解	
九	その他前各号の内容に準じてキャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識	
技能講習（※1）		合計時間：8
一	キャリアコンサルティングに関する基本的な技能	
1	カウンセリングの技能	1
2	グループアプローチの技能	2
3	キャリアシート（職業能力開発促進法第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能	1
4	相談過程全体の進行の管理に関する技能	0.5
二	相談過程において必要な技能	
1	相談場面の設定	0.5
2	自己理解の支援	1
3	仕事の理解の支援	
4	自己啓発の支援	2
5	意思決定の支援	
6	方策の実行の支援	
7	新たな仕事への適応の支援	
8	相談過程の総括	

(注) 令和2年4月1日改正内容を反映したもの。

※1 知識講習と技能講習のいずれかに総時間数を記入してください。

※2 「別表科目」欄のうち、企画する講習で実施する科目それぞれの時間数を記入してください。知識講習については、一から九までのすべてに時間数が記入されていることを確認してください。

(2) 更新講習カリキュラム (表の行数は適宜追加してください。)

【知識講習用】

- ①講習名：より良いキャリアコンサルティング実践のための最新知識講習 (知識講習)
 ②目的：働き方改革関連法に関する最新の知識を修得する。
 ③対象者：本講習の受講を希望する者

単元名	講義時間数		対応する別表科目	主な講習内容	担当講師像 ①資格②経験③能力
	通学	通信			
1 労働政策及び労働関係法令並びに社会保障制度に係る近年の改正内容	0	2	四	WEBにおいて講義動画を配信、テキスト〇のP.〇～P.〇を使用	①キャリアコンサルティング技能士1級以上 ②関連領域の講師経験3年以上 ③体系的かつ論理的・明解な説明ができること。
4. 労働市場について	1	0	三	テキスト〇のP.〇～P.〇に基づき説明、その他、開催地域の労働市場について別途レジュメを配付し説明	①キャリアコンサルティング技能士2級以上 ②関連領域の講師経験1年以上 ③体系的かつ論理的・明解な説明ができること。
7. 習得度評価試験	1	0	一～九	4 肢択一の習得度評価試験 (添付資料 1) を実施	
時間数合計	4	4			

【技能講習用】

①講習名：セルフ・キャリアドック実施技能向上講習（技能講習）

②目的：企業の従業員に対するキャリアコンサルティングにおいて自己研鑽の目標設定と意思決定支援に有効なアプローチ方法を身に付ける。

③対象者：企業領域におけるキャリアコンサルティング実務の経験を一定程度有する者

	時間数				対応する別表科目	主な講習内容	担当講師像	
	講義		演習				①資格②経験③能力	
	通学	通信	通学	通信				
1. 企業領域におけるキャリアコンサルティング	0	2	0	0	二-1～8	講義動画を配信（1時間） 企業領域におけるキャリアコンサルティングで難しさを感ずる点についてレポート（〇字程度）作成（1時間）	①キャリアコンサルティング技能士1級以上 ②関連領域の講師経験3年以上 ③体系的かつ論理的・明解な説明ができること。	
2. 企業領域におけるキャリアコンサルティングの在り方	0	0	3	0	二-1～8	6名程度のグループに分かれ、レポートを踏まえた意見交換、講師による助言の実施。 ※各グループに1人ずつ講師を配置	①国家資格キャリアコンサルタント以上 ②関連領域における実践経験3年以上 ③体系的かつ論理的・明解な説明ができること。	
3. 習得度評価	0	0	1	0	二-1～8	講習を踏まえて気づいた		
時間数合計	0	2	4	0				

(3) 知識講習・技能講習共通の提出物

	提出物	内容	備考
1	教材（テキスト）	自作の場合、Word文章を原則として（レジユメの場合はPowerPointも可）でA4縦置き用の紙に横書きで作成。單元ごとの見出しやタイトルを明記し、ページ番号（表紙は0ページ）を付してください。出典・引用箇所は、必ず該当部分ごとに全ての出所を同一見開きページ内に明記してください。	市販書籍（令和元年現在市販に限る）を使用する場合、「書籍名」「著作者（编者）」「出版社」「出版年（西暦）」を提出。
2	教材（レジユメ）		動画視聴を前提とする場合に必須。
3	マニュアル（指導教案）	「主な講習内容」を具体的なタイムラインに落とし込み、指導内容、演習内容、指示、教室レイアウト、必要備品、留意事項などを書き込んだもの。 講義（動画含む）内容については、單元名だけでなくテキストの該当ページ等具体的な講義内容を明記してください。	（2）更新講習カリキュラムの「主な講習内容」に記した内容を詳細化・具体化したもの。
4	習得度確認テスト	確認テスト用の問題案、模範解答をWord文章でA4縦置き用の紙に横書きで作成。	点数は100点満点換算で何点を合格とするかも記載のこと。

5. B『キャリア・ガイダンスツール』企画・開発コース応募に関する要件

(1) キャリア・ガイダンスツール（以下、「ツール」という。）の概要

- キャリアコンサルティング（個人面談）の場面で用いるもの、グループアプローチの中で用いるものいずれでも構いません。
- カード・ソート技法用カード、チェックリスト法、ゲーム形式やワーク・シートなど形式は自由ですが、内容についてはキャリアに関連する理論、法律や厚生労働省の指針など理論的な背景を持つものとしてください。
- 技法については、①「平成 29 年度 労働者等のキャリア形成における課題に応じたキャリアコンサルティング技法の開発に関する調査・研究事業」、②「平成 30 年度 労働者等のキャリア形成における課題に応じたキャリアコンサルティング技法の開発に関する調査・研究事業」なども参考にしてください。

①参考

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/career_consulting_gihou.html



②参考

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/career_consulting_gihou_00004.html



☆企画提案いただくツールは、以下の（2）企画開発の留意点を満たすものでなくてはなりません。

(2) 企画開発の留意点

【手順】

- ① キャリアコンサルティングの普及促進とクライアントの気づきや主体性を高めるために必要な自己理解支援や仕事理解支援などの内容を分析・検討します。
- ② ①の内容についてクライアントの気づき・学びを深めるために効率的・有効なツールを検討・決定します。
- ③ ②で選択したツールを具体的な作品としてご提出ください。

【留意点】

1) 著作権等のコンプライアンスの遵守

- ① 出典・引用、参考にした文献や調査などを明示してください。必須条件です。
- ② 写真・イラスト、図版などは著作権フリーのもの以外はオリジナルで作成してください。

6. B『キャリア・ガイダンスツール』企画・開発コース応募必要書類 以降の(1)～(2)の全てが必要です。

(1) 使用の手引き (枠が不足する場合は適宜、行を追加してください。)

ツール名	
開発の狙い	
背景としている理論・法律・公的な指針等	
想定する対象者 (年代・状況・パーソナリティ等)	
使用可能なキャリアコンサルタントの資質・能力	
使用上の注意点 (対象者を傷つけないための配慮、忌避事項)	
想定所要時間	
使用手順・必要な手続き・使用方法	
作成例	ワークシート等の場合は記入例・作成例を別添で提出してください。

(2) その他の提出物

	提出物	内容	備考
1	ツール実物	①Word、Excel、PowerPoint、illustrator (eps 形式) などのデータ形式の場合、いずれも Windows10 で確認できる互換性のある形式としてください。 ②手書きの場合は実物をスキャンして PDF か JPEG 形式の画像として提出してください。 ③書式・サイズは自由です。 ④複数枚にわたるものはページ番号・タイトルなどを付して、(1)「使用の手引き」の中で該当部分が分かるようにしてください。 ⑤出典・引用箇所は、必ず該当部分ごとに全ての出所を同一見開きページ内に明記してください。	視聴覚ツールを作成する場合、Windows Media Player で再生可能な形式で提出してください。
2	ツールを試用した際の感想意見	提出いただくツールは最低 3 名以上に試行実施を行い、そこで得た感想を添付してください。	A4 一枚程度で書式は自由です。

7. 参加資格要件

応募に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) ACCN 会員 3 名以上で構成されるテーブルであること。
- (2) テーブル活動の代表者を定めていること。
- (3) 受賞した作品について、全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を ACCN に譲渡することをテーブル参加者全員が同意していること。
- (4) 選考結果や選考過程について異議申し立て等を行わないこと。

8. 評価方法

(1) 選考方法

次の 2 段階で選考します。

①予選

本選における評価基準表の No. 3 と 4 について ACCN 会員による web 投票を行い、各コース・領域の上位 5 作品程度を予選通過とします。

②本選

予選通過作品について学識者・協賛企業・実務家等からなる審査委員会にて受賞作を決定します。

(2) 本選における評価基準表

NO.	項目	評価のポイント	評価点(満点)
1	著作権確保	<ul style="list-style-type: none">・作品に他者の著作権を侵害する内容がないこと。・引用や出典が正確に示されていること。・使用許諾が必要な内容がある場合は許諾を得ていること。	30点
2	社会的貢献度	<ul style="list-style-type: none">・キャリアコンサルティングの普及促進に資するか。・クライアントの主体的なキャリア形成意欲を高めるか。・キャリアコンサルティングを通じて社会的課題の改善に資するものであるか。	30点
3	独創性	<ul style="list-style-type: none">・他に類似した内容でないこと。・提案者の独自性がみられるか。・提案者の創造性がみられるか。	10点
4	ユーザビリティ	<ul style="list-style-type: none">・内容が具体的であり実施・活用しやすいものであるか。・運営方法や使用方法、内容が工夫されているか。・クライアントやユーザーに訴求力があるか。	10点
5	安全性	<ul style="list-style-type: none">・支援者として必要な配慮がなされているか。・クライアントや受講者に寄り添った姿勢がみられるか。・リスクについて想定されているか。	20点
計			100点

9. 提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 1-6-8 泉芝公園ビル 5階

TEL : 03-5402-3392 FAX : 03-5402-5599 メールアドレス : support@allcn.org

A C C N実践研究開発コンテスト 全コース共通応募用紙（表紙）

応募作品が受賞した際には、全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を一般財団法人 A C C N に譲渡することをテーブル参加者全員が同意し、以下に署名を添えて応募します。

代表者名・テーブル参加者は全員本人自署と押印が必要です。人数は適宜増やして全員記載してください。

テーブル名（チーム名）			
フリガナ		代表者連絡先	
代表者	印	メール：	
テーブル 全参加者名	①	印	②
	③	印	④
	⑤	印	⑥
コースに○	A 実践力を高める『更新講習』企画・開発コース B 実践に役立つ『キャリア・ガイダンスツール』企画・開発コース		
領域に○	① 企業内キャリアコンサルティング ② 学校・キャリア教育 ③ 需給調整機関・職業指導 ④ その他の自由設定		
作品名称			
作品のあら まし	(想定対象者) (内容の概説)		
開発 意図・想い			
作品による 期待効果			
作品使用時の 注意点・ リスク			